

昨日、出勤しようとして玄関を開けると金木犀の香り。
朝晩もずいぶん涼しくなり、東京では秋を感じる今日この頃です。
いろいろな意味で実りの秋になることを願います。



◆ 入国制限の早期緩和に向けて

日本語教育関係 6 団体で活動

日本語教育関係 6 団体では、8 月から Zoom での会議を重ね、入国制限の早期緩和に向けてどのようなことができるか検討を重ね、菅義偉首相に入国制限解除の嘆願書を提出することとし、先日会員の皆様にも嘆願書の提出をお願いしたばかりです。

9 月 13 日現在、560 機関（告示校は 820）から嘆願書が提出されているとのこと
です。大変心強いことです。

9 月 14 日（火）には、日本語教育推進議連の馳浩事務局長の呼びかけで、馳浩事務局長、中川正春会長代行と 6 団体の代表がオンラインで意見交換する場が設定され、池田俊一副会長と西村学事務局長が出席しました。

6 団体事務局の谷一郎先生（与野学院日本語学校）から、この場で嘆願書の件を説明し、入国制限の解除の必要性を訴えたところ、議連として内閣官房に嘆願書を提出できるように取り計らってみるという回答を馳浩事務局長から得ることができました。9 月中に菅首相の手に私たちの要望が届く可能性が高まってきました。

感染者数が減少してきたこのタイミングとも相まって、入国制限が早期に解除されることを切に願います。



◆ 7月の総会から間をあげずに執行役員会を開催



梶原康平副会長
岩本 仁副会長
池田俊一副会長

西村学事務局長
加藤正毅副事務局長
古屋和雄理事

木村実季監事
深堀和子会長
西村祐二郎監事

7月1日の総会で、新体制が承認されたことはすでにお伝えいたしましたが、7月13日に新しい執行役員がZoomに顔を揃え、今後の活動方針を検討しました。

<全専日協 第1回執行役員会>
7月13日(火) 13:00~15:00
Zoomにて

特に、日本語教育機関の類型化については、じっくりと話し合い、以下のように要望していくことを改めて確認しました。

●私たち専門学校は告示基準からはずれ「文部科学省⇄都道府県⇄専門学校」という枠組みの中で、日本語を専ら学ぶ留学生を受け入れ、指導できるように要望していく。

これまでは、日本語教育推進議員連盟の議員と関連省庁への要望活動が主でした。しかし、全専日協の上部団体である全国専修学校各種学校総連合会（全専各連）と連携を深めた要望活動も今後は加えていくことになりました。

それとは別に、文化庁国語課が類型化を議論する「日本語教師の資格に関する協力者会議（以下 協力者会議）」を主催し、今年の5月に加藤勝信内閣官房長官から日本語教育機関の窓口として指名されたことから、文化庁国語課の動きもしっかりと把握し、協力者会議が取りまとめている類型化案に適切に意見を述べていこうと話しました。

◆ 執行役員会の翌週 文化庁国語課を訪問して意見交換

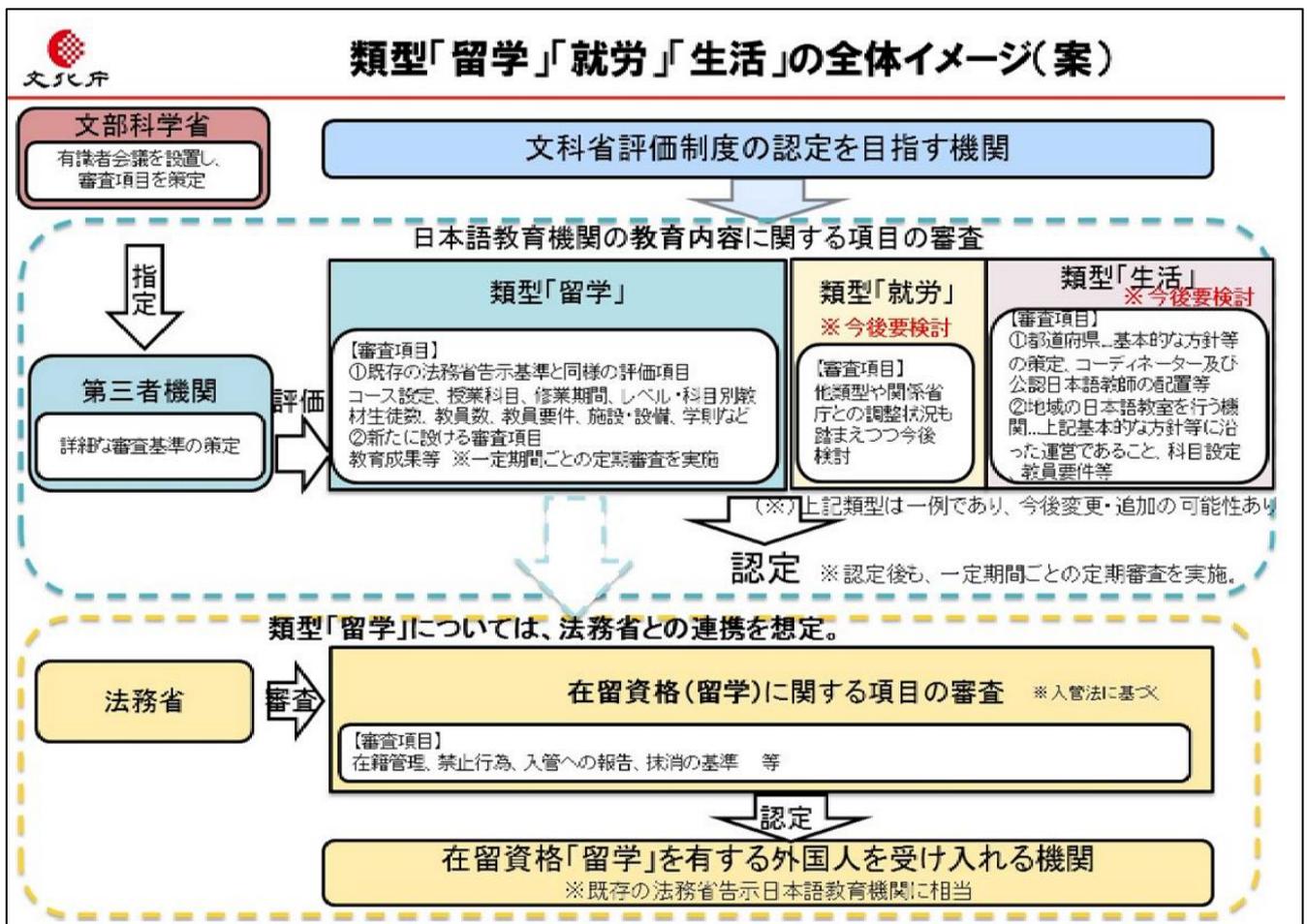
執行役員会の1週間後、協力者会議の類型化案をしっかりと把握するべく古屋和雄理事と西村学事務局長とで文化庁国語課を訪問して意見交換を行ってきました。

<文化庁国語課との意見交換>

7月20日（火）14:30～15:30

文化庁国語課：柳澤好治国語課長、竹下勝専門官、藤田あかね係長

この時点での類型化案は、下記の図1で、「専門学校の日本語学科は、類型「留学」に属し、教育内容に関して第三者機関に評価され、在籍資格（留学）については、法務省に審査される」というのが国語課の説明でした。



全専日協から「我々はすでに文部科学省という所管を持っているので、これまで所管のなかったところを第三者機関でまとめるならまだしも我々においては必要ない」と問いかけたのに対し、

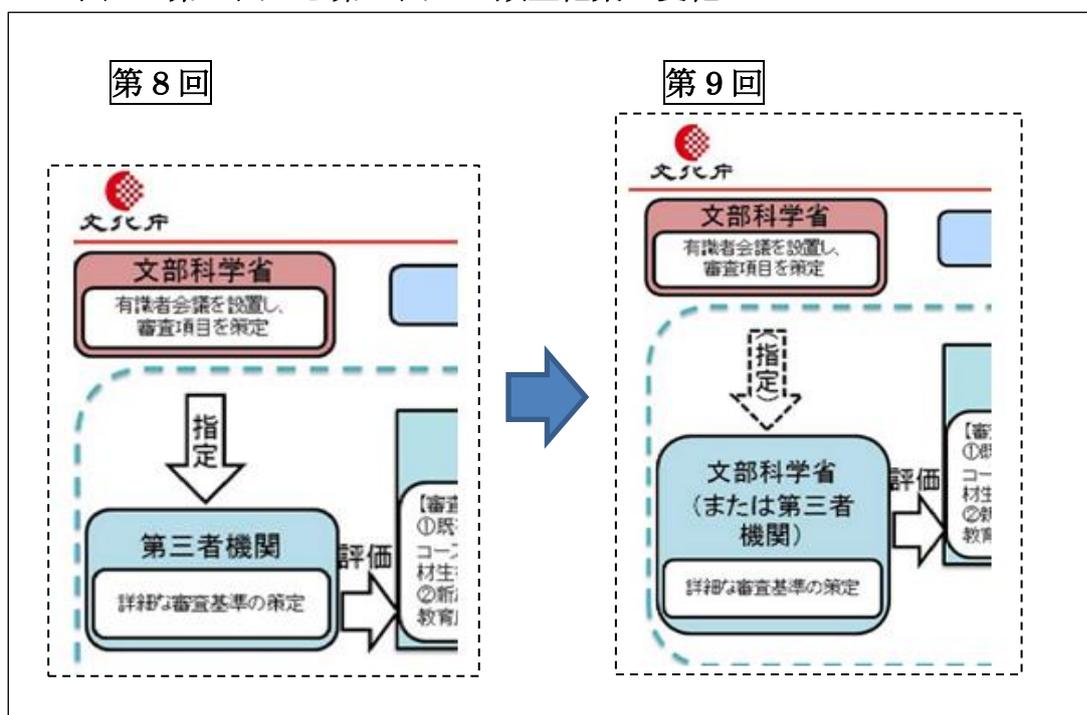
国語課からは「第三者機関を設置しようとしているのは、ひとつにはマンパワーの問題がある。また、文科省からしっかり業務指定をすれば、国の責任が明確になり、過去の第三者機関のようなことにはならないと考えている。ただし、もし第三者機関とあるところを文科省や文化庁とすれば受け入れられるのだろうか」と逆に問われたので

全専日協は「国の責任で行うのであれば、また考えようもあるだろう」と返しました。

また、専門学校が告示基準に縛られずに教育できるようになれば、日本語と専門教育を組み合わせると同時に学習を進めるなど、留学生にとって魅力あるカリキュラムが提供できる点も説明し理解を求めました。

この意見交換の翌週、7月29日の第9回の協力者会議が開催されましたが、そこに提出された類型化案では「第三者機関」が「文部科学省（または第三者機関）」に変更されていました。

<図2>第8回から第9回への類型化案の変化



この変更が全専日協との意見交換が反映されたものなのかどうか、明確な説明はありませんでしたが、私たちの主張を地道に関連省庁に伝え続けることが今後の変化につながるのではないかと期待を感じる出来事でした。

◆ 8月に再度執行役員会を開催 要望内容を固める

＜全専日協 第2回執行役員会＞

8月25日（水）13:00～15:00

Zoomにて

夏休みを挟み、再度執行役員がオンラインで集まり、これまでの動きを整理しつつ、今後、2つの方向で言活動することを改めて確認しました。ひとつは全専各連などと連携して「告示からはずれる」という要望を続けることです。

＜要望内容の骨子＞

要望 専門学校の日本語学科(専ら日本語教育を行う機関)が日本語教育機関の告示基準の対象からはずれることを強く要望します。

理由1 我々、専門学校は学校教育法に定められた学校群であり、学校法人立として既に文部科学省の指導の下で、都道府県知事から認可を受けて学校運営を行っています。学校教育法、私立学校法、都道府県私立学校設置基準という厳格な基準に沿って活動をしているにもかかわらず、一方で、法務省の「日本語教育機関の告示基準」を必要とされていることには明確な根拠がなく、我々は数年来この告示基準からはずれることを要望してきました。今回の日本語学校の類型化に際し、改めて要望するものです。

理由2 「日本語教育の推進に関する法律」の第七条には、以下のように専門学校が日本語教育を行う「学校」として大学と同列に扱われると規定されています。

「日本語教育を行う学校（学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。）」

しかし、協力者会議から提出された日本語教育機関の類型化案では、専ら日本語教育を行う機関のうち、大学別科が告示基準からはずれているのに対し、専門学校については告示基準の対象とされています。専門学校は、法律にのっとり大学と同列に扱われるべきであり、告示基準からはずれることを要望いたします。

理由3 専門学校の日本語学科に入学を希望する者には、日本語だけでなくさらに専門課程の学修も視野に入れている者が多くいます。しかし、専門学校はこの告示基準に縛られているため、同じ学校の他の専門課程と有効に連携することができません。告示基準からはずれることができれば、日本語教育と専門教育を有効に組み合わせたコース、両者を同時に進行させるコースを設置するなど、留学生にとって魅力ある専門学校ならではの教育を施すことができるようになります。日本語力と専門的知識・技能を兼ね備えた優秀な人材を特定技能制度に連結し社会に送り出すことも期待できます。

私たちが要望する類型化のイメージ図を＜資料1＞として添付しますので、そちらもご参照ください。

そして今後は、議連や関連省庁だけでなく、以下のように専門学校の教育に理解のある議員への要望活動も展開することとしました。

<今後の要望の流れ>

全専日協 → 全専各連 → 専修学校等振興議員連盟会長

塩谷 立 衆議院議員

全専日協 → 赤池誠章 参議院議員・山谷えり子 参議院議員

類型化の議論が行われている今、何とか私たちの要望が実現に近づくように、がんばって活動していきたいと思っております。

◆ 文化庁の意見募集は9月17日が締め切り！

活動のもうひとつは、日本語教育機関に関する窓口とされている「文化庁国語課への主張を続ける」ことです。

協力者会議は今年の7月に行われた第9回で終了し、そこでの議論が「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）」としてまとめられました。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo_kyoin/pdf/93324301_01.pdf

そして、現在この報告書に対する意見募集（パブリックコメント）が実施されている最中です。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/ikenboshu/nihongoiken_suishin/index.html

類型化案は、協力者会議の第9回に提出された案がそのままこの報告書に盛り込まれています。つまり、専門学校の日本語学科はいまだに株式立の教育機関と横並びに告示校としてひとくくりにされています。

また、この意見募集では、類型化だけではなく、「公認日本語教師」についてもまとめられています。資格を検討し始めたころと違って、現職の日本語教師が公認日本語教師になるためには、定められた試験を受け合格する必要があるとなっています。さらに、日本語教師の待遇改善などに関しては議論が不十分に感じます。

ぜひ、報告書をお読みにになり、感じたことを一言でも結構ですので、意見としてご提出ください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001182&Mode=0>

類型化については、ご意見をまとめる際の参考に事務局でパブコメ案を作成しました。締め切りは17日（金）の12時59分と迫っております！！

<パブコメ案>

- ①専門学校は大学別科と同様、法務省告示からはずす。
- ②「文部科学省→都道府県→専門学校」という流れは継続する。
- ③ポンチ絵を以下のように修正する。

文部科学省
(または第三者
機関)

→

文部科学省・都道府県
(または第三者機関)

- ④類型「留学」において学校法人立と他の日本語教育機関の審査項目を区別する。
- ⑤法務省の審査を限定し、文部科学省の評価によって教育の質を高める。
- ⑥専門学校の声反映されておらず、専門学校の意見を聞くために専門学校の代表を会議などに受け入れる。

これは一例であり、各校自由にお書きください。

この文化庁の意見募集に関しては、9月3日（金）13時30分から事務局主催で説明会を行いました。

参加者からご質問を頂戴したり、貴重なご意見もいただくことができました。本当にありがとうございました！

今後も折に触れて会員の皆様の声を聞く機会を作り、その声をもとに協会の活動を進めてまいります。

引き続きよろしく願いいたします。



2021年9月15日
全国専門学校日本語教育協会
ニュースレター担当